

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 familiar house
- 三 代表者の氏名  
石川 千代子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市大字上安松二百三十五番地の九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の人々に対し、①コミュニティー事業、②介護予防事業、③生きがいづくりの為の就労支援を行い、健康の増進と日々の生活の質向上に寄与することを目的とする。